

提案基準 2 4 「川上村白屋地区の代替建築物」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
--------------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 4 (P91)

国土交通省が吉野郡川上村(都市計画区域外)に建設した大滝ダムについて、平成 1 5 年 3 月から始めたダム湛水が原因で同村の白屋地区で地滑り、亀裂が生じ、国は同地区の住民全戸に対し本移転の補償を行う方針を示している。そこで、当該住民が村外の市街化調整区域へ移転することも考えられることから、市街化調整区域における住宅等の立地について、本提案基準を定めた。

なお、当該提案基準に係るもののうち、要件 4 (1)に規定する住宅に該当するものについては、開発(建築)許可後に開発審査会に対してその内容を報告することにより、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱うこととする。